

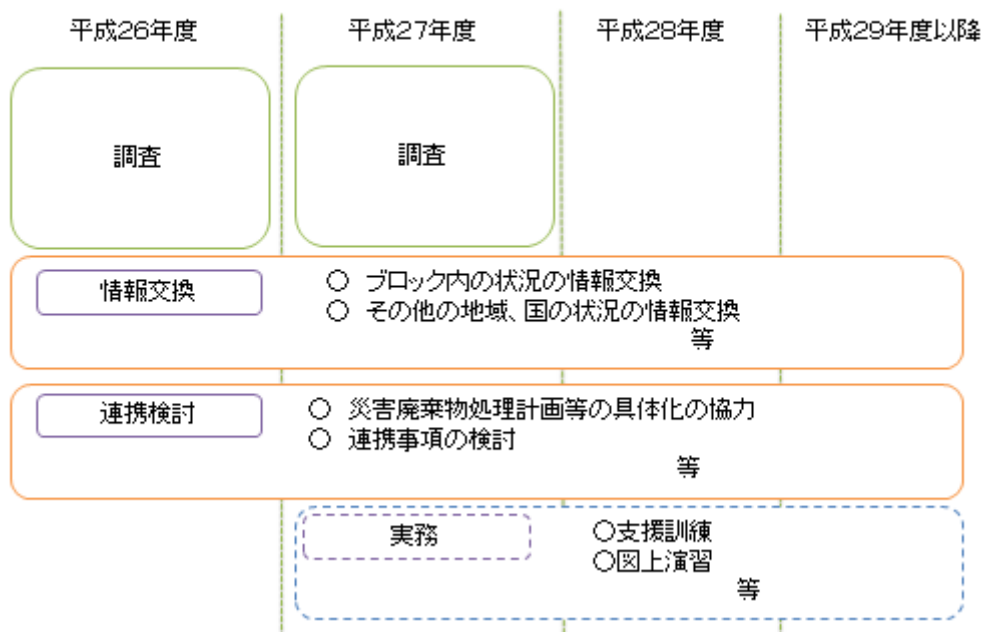
災害廃棄物対策中国ブロック協議会について

環境省では、平成26年3月、「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて（中間とりまとめ）」を公表した。

今後、環境省では、グランドデザインを踏まえ、平成26年度内を目途に「巨大災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を策定し、地域ブロックにおける「巨大災害発生時における災害廃棄物対策行動計画」の作成に向けた支援を行っていくこととした。

これらを踏まえ、中国四国地方環境事務所では、中国ブロック（鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の範囲をいう。）において、災害廃棄物対策について情報共有を行うとともに、地方公共団体の区域を越えた連携が必要となる災害時の廃棄物対策に関する連携について検討するため、「災害廃棄物対策中国ブロック協議会」を組織することとしたものである。

災害廃棄物対策中国ブロック協議会の進め方(案)



災害廃棄物対策中国ブロック協議会設置規程

(目的)

第1条 災害廃棄物対策中国ブロック協議会（以下「協議会」という。）は、中国ブロック（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、及び山口県の範囲をいう。）において、災害廃棄物対策について情報共有を行うとともに、大規模災害時の廃棄物対策に関する連携等について検討することにより、大規模な災害に対する備えに資することを目的とする。

(活動内容)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について活動するものとする。

- 一 各構成員が実施又は検討している災害廃棄物対策に関する情報の共有
- 二 中国ブロック以外で実施又は検討されている大規模災害時の災害廃棄物対策に関する情報の共有
- 三 大規模災害時の災害廃棄物対策に関する連携の検討
- 四 一から三の活動に関する調査
- 五 その他必要な事項

(構成員等)

第3条 協議会の構成員は、別表のとおりとする。

- 2 協議会には、必要に応じ別表以外の関係者の出席を求めることができる。
- 3 協議会には、必要に応じ座長を置くことができる。

(事務局)

第4条 協議会の事務は、中国四国地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課において処理する。

(会議の公開)

第5条 協議会の会議は、公開する。ただし、公開することにより、率直な意見の交換若しくは、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認めるときその他協議会が必要と認めるときは、公開しないことができる。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は協議会に諮り定める。

附則

(施行期日)

この規程は、平成26年10月30日から施行する。

別表

機 関 名	役 職 等
鳥取県生活環境部循環型社会推進課	循環型社会推進課長
鳥取市環境下水道部生活環境課	生活環境課長
米子市環境政策局環境政策課	環境政策課長
島根県環境生活部廃棄物対策課	廃棄物対策課長
松江市環境保全部環境保全課	環境保全課長
出雲市文化環境部環境政策課	環境政策課長
岡山県環境文化部循環型社会推進課	循環型社会推進課長
岡山市環境局環境事業課	環境事業課長
倉敷市環境リサイクル局リサイクル推進部一般廃棄物対策課	一般廃棄物対策課長
広島県環境県民局循環型社会課	循環型社会課長
広島市環境局環境政策課	環境政策課長
福山市経済環境局環境部環境総務課	環境総務課長
呉市環境部環境政策課	環境政策課長
山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課	廃棄物・リサイクル対策課長
下関市環境部廃棄物対策課	廃棄物対策課長
山口市環境部資源循環推進課	資源循環推進課長
公益社団法人全国産業廃棄物連合会中国地域協議会	中国地域協議会会長
中国経済連合会	部長
岡山大学 環境管理センター	環境管理センター長 川本 克也
岡山大学 廃棄物マネジメント研究センター	副センター長 藤原 健史
独立行政法人国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター	研究調整主幹 高田 光康
一般財団法人日本環境衛生センター西日本支局 環境工学部	次長 宗 清生
国土交通省中国地方整備局企画部防災課	防災課長
国土交通省中国地方整備局港湾空港部港湾空港防災・危機管理課	港湾空港防災・危機管理課長
環境省中国四国地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課	廃棄物・リサイクル対策課長